

まちのために、一緒に働きませんか？

保育士（非常勤職員）を募集します



- ◆ **職種** 保育士（町立保育所勤務）
- ◆ **採用人員** 若干名
- ◆ **採用予定日** 平成30年4月～
- ◆ **応募資格** 保育士資格を有する方
- ◆ **時間給** 1,010円
- ◆ **受付場所** 役場福祉課（紀宝町鶴殿324番地）

- ◆ **申込方法** 履歴書、資格証明書（コピー可）を役場福祉課窓口へ提出。
- ◆ **受付期限** 3月20日（火）まで
- ◆ **選考内容** 面接および履歴書による選考
- ▶ 詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

軽自動車税は4月1日時点の状況で課税します

軽自動車などの廃車、名義変更手続きはお早めに

軽自動車税は毎年4月1日の時点で登録がある軽自動車などを対象に1年分の税金を課税します。所有している軽自動車を「今後使用しない」、「盗難された」、「他の人に譲った」などの場合には、3月末までに廃車または名義変更の手続きをしておかないと、課税の対象となりますので、ご注意ください。

車両区分別の手続き場所は右表のとおりです。
▶ 詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

軽自動車などの問い合わせ先

車両区分	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> • 原動機付自転車 50cc以下～125cc • 小型特殊自動車 	役場税務住民課 紀宝町鶴殿324番地 (☎0735-33-0337)
<ul style="list-style-type: none"> • 二輪車（軽二輪） 126cc～250cc • 軽四輪車 660cc以下 	三重県紀南自家用自動車協会 御浜町阿田和4926番地5 (☎05979-2-1404)

※手続きに必要なものは、問い合わせ先へご確認ください。



学びたい気持ちを応援

紀宝町奨学生を募集します

町では、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって高等学校の修学が困難な方に対し、平成30年度紀宝町奨学金を支給します。

返還が不要な給付型の奨学金ですので、応募資格に該当する方は、ぜひ申請してください。

- ◆ **応募資格**
本人または、生計を同一にする家族が紀宝町に住所を有し、高等学校に在籍されている方
※高等専門学校に在籍する方は、3年生までを支給対象とします。
- ◆ **奨学金の支給額**
年額60,000円以内
※給付型のため、返還の必要はありません。

- ◆ **募集期間**
3月22日（木）～4月27日（金）
- ◆ **募集人員**
新1年生3名以内、新2年生1名以内
- ◆ **申請の手続き**
町教育委員会および町内中学校に備え付けている奨学金支給申請書に必要事項をご記入のうえ、その他必要書類と合わせて提出してください。
- ◆ **結果の通知**
町教育委員会において選考を行い、結果を本人に通知します。
▶ 申し込みなど詳しくは、町教育委員会教育課（☎33-0341）までお問い合わせください。

町臨時職員・非常勤職員登録制度について

登録制度への登録を！

町では、臨時職員や非常勤職員を職種別で登録し、必要に応じて登録者のなかから任用する、「紀宝町臨時職員・非常勤職員登録制度」を実施しています。

登録職種や手続きなどは、以下のとおりですので、登録を希望される方は、役場総務課に必要書類を提出し、登録手続きを行ってください。任用者の確保が困難な一部の職種を除き、任用年齢は65歳までです。

なお、現在②保育士（資格あり）の登録者が不足しています。左のページに募集について掲載していますので、ご参照ください。

登録職種・内容	登録資格
①一般事務職	パソコンの操作ができる方
②保育士・保育補助員 ③幼稚園講師 ④調理師 ⑤保健師 ⑥看護師・准看護師	その資格を有する方、または任用までに取得見込みの方 *②の保育補助員は、資格は問わない
⑦介護支援専門員	資格と自動車運転免許（普通）を有し、パソコンの操作ができる方
⑧管理栄養士・栄養士 ⑨歯科衛生士	その資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
⑩給食センター調理補助員 ※非常勤職員に限る	*調理師資格は問わない
⑪給食センター運転手兼調理補助員 ※非常勤職員に限る	自動車運転免許（普通）を有する方 *調理師資格は問わない
⑫清掃作業員 ※非常勤職員に限る	自動車運転免許（普通）を有し、2t以上の車の運転ができる方
⑬運転手 ※非常勤職員に限る	自動車運転免許（大型1種）を有する方
⑭用務員（校務員）	*資格は問わない
⑮教育支援要員 ※非常勤職員に限る	*資格は問わない

- ◆ **登録手続き**
次の書類に必要事項を記入のうえ、役場総務課まで提出してください。
• 登録申請書（役場所定の様式）
• 履歴書（役場所定の様式）
• 資格（免許）証の写し（②～⑨、⑪～⑬の職種）
- ◆ **登録受付期間**
随時、受け付けています。
- ◆ **登録期間**
登録の日から2年間

- ◆ **任用条件**
《臨時職員》
• 勤務時間…正規職員の勤務時間（週38時間45分）
• 任用期間…6か月以内
• その他…町臨時職員取扱要綱による
《非常勤職員》
• 勤務時間…正規職員の1週間あたりの勤務時間の4分の3以内で、町長が定める勤務時間
• 任用期間…1年以内
• その他…町非常勤職員取扱要綱による

▶ 詳しくは、紀宝町ホームページ（http://www.town.kiho.lg.jp/life/soumu/post_28.html）または役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。